

No	質問内容	回答																		
1	既設防犯カメラが故障した際、修繕等は事業者負担という認識でよろしいでしょうか。新たに大阪市中で設置する予定はありますか。また、事業者が安全確保上必要でないと判断した場合は、修繕を行わず、撤去してもよろしいでしょうか。	既設防犯カメラが故障した際の修繕等は事業者負担となります。 本市が新たに防犯カメラを設置する予定はありません。 必要性等について本市へ説明の上、本市が認めた場合は撤去していただくことも可能です。																		
2	変動納付金の取扱いについて具体的に教えてください。たとえば、A区分の指定管理者となり、納付率を50%と設定した上で、利用料金収入が646,000千円であった場合はどうなりますか。	A区分の利用料金収入想定額は636,000千円であるため、差額に50%を乗じた5,000千円を納付していただきます。なお、本市への金銭納付ではなく、施設の機能向上等市民サービス向上の原資として、本市協議のうえ活用することも可能とします。																		
3	障がい者雇い入れ計画書について ・障がい者法定雇用達成企業の場合は提出する必要はない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																		
4	市費の縮減について ・点数の配点が半分を占める50点となっております。内容としては、納付金額、収支計画の妥当性、修繕費の適切な算定と収支計画への計上、実施に見受けられますが、点数配分の内訳はあるのでしょうか。	次のとおりです。 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価内容</th><th>配点</th><th>合計 配点</th></tr><tr><td rowspan="4">市費の縮減 (50点)</td><td rowspan="2">納付金計画</td><td>提案額及び施設修繕費の合計額が一番高い事業者に満点を配点し、以下の事業者とは歩合の相対評価にて配点する 【30点×提案額／最高提案額】</td><td>30点</td><td rowspan="2">40点</td></tr><tr><td>納付率が一番高い事業者に満点を配点し、以下の事業者とは歩合の相対評価にて配点する 【10点×提案率／最高提案率】</td><td>10点</td></tr><tr><td rowspan="2">収支計画</td><td>○収入計画は、実現性があるものとなっているかが確認できるものとなっているか（一時・回数・定期利用ごとの年度別の算定根拠[価格×数量(人数等)]、事業計画書で提案された内容が反映されていることが確認できるか） 十分確認できる 確認できない 5・4・3・2・1・0</td><td>5点</td><td rowspan="2">10点</td></tr><tr><td>○支出計画は、適切に算定されていることが確認できるように記載しているか（仕様で定める各費目の年度別の算定根拠[価格×数量(人数等)]、事業計画書で提案された内容が反映されていることが確認できるか） 十分確認できる 確認できない 5・4・3・2・1・0</td><td>5点</td></tr></table>	評価項目		評価内容	配点	合計 配点	市費の縮減 (50点)	納付金計画	提案額及び施設修繕費の合計額が一番高い事業者に満点を配点し、以下の事業者とは歩合の相対評価にて配点する 【30点×提案額／最高提案額】	30点	40点	納付率が一番高い事業者に満点を配点し、以下の事業者とは歩合の相対評価にて配点する 【10点×提案率／最高提案率】	10点	収支計画	○収入計画は、実現性があるものとなっているかが確認できるものとなっているか（一時・回数・定期利用ごとの年度別の算定根拠[価格×数量(人数等)]、事業計画書で提案された内容が反映されていることが確認できるか） 十分確認できる 確認できない 5・4・3・2・1・0	5点	10点	○支出計画は、適切に算定されていることが確認できるように記載しているか（仕様で定める各費目の年度別の算定根拠[価格×数量(人数等)]、事業計画書で提案された内容が反映されていることが確認できるか） 十分確認できる 確認できない 5・4・3・2・1・0	5点
評価項目		評価内容	配点	合計 配点																
市費の縮減 (50点)	納付金計画	提案額及び施設修繕費の合計額が一番高い事業者に満点を配点し、以下の事業者とは歩合の相対評価にて配点する 【30点×提案額／最高提案額】	30点	40点																
		納付率が一番高い事業者に満点を配点し、以下の事業者とは歩合の相対評価にて配点する 【10点×提案率／最高提案率】	10点																	
	収支計画	○収入計画は、実現性があるものとなっているかが確認できるものとなっているか（一時・回数・定期利用ごとの年度別の算定根拠[価格×数量(人数等)]、事業計画書で提案された内容が反映されていることが確認できるか） 十分確認できる 確認できない 5・4・3・2・1・0	5点	10点																
		○支出計画は、適切に算定されていることが確認できるように記載しているか（仕様で定める各費目の年度別の算定根拠[価格×数量(人数等)]、事業計画書で提案された内容が反映されていることが確認できるか） 十分確認できる 確認できない 5・4・3・2・1・0	5点																	
5	キャッシュレス化について ・地下式施設において、キャッシュレスの導入を行うにあたり、光回線の引込が必要となります。大阪メトロ様やJR様との協議や調整等が必要となりますが、関係各所との協議が整わない場合のキャッシュレス決済の導入については、どのようにお考えでしょうか。	キャッシュレス決済の導入は仕様書に定めるとおり必須としています。ただし、指定管理者の事由によらず、また、関係各所との協議を真摯に実施したにも関わらず実施不可能となり、本市が認めた場合は、キャッシュレス決済の導入を免除する場合があります。																		
6	利用料金の変更について ・各駐輪場の利用料金は事業者が提案をできる内容ですが、上限を超えての料金の設定は可能でしょうか。例。自転車24時間200円。定期利用代金自転車1カ月2800円等。上限を超えての設定が不可の場合は、事業期間の5年の間に上がる可能性はあるのでしょうか。	条例に定める範囲内で設定してください。利用料金の改正について、現時点においては、次期事業期間中に実施する予定はありません。																		
7	リスク分担表・【別添資料9】駐輪場点検帳票 D区分御幣島駅のスプリンクラー設備等について ・事業者側で修繕費を事前に見込む形となりますが、御幣島駅のスプリンクラー修繕は1000万円を超える修繕となります。スプリンクラー設備は緊急性が高いと思われますが、事業者側での修繕として修繕費に見込んだ方がよろしいでしょうか。	リスク分担表※3の3に基づき実施いただく可能性がありますので、該当するとお考えの場合は修繕費に見込んでください。																		
8	最低賃金の上昇率について、大阪府の今年度の上昇率の実績である5.7%で5年間試算する事が妥当と考えますが、それ以上に上昇した場合にはリスク分担表の法令等の変更で協議事項とありますが、協議事項としての理解でよろしいでしょうか。	協議事項については、個々の事例に応じて個別判断することとなります。																		
9	現状設置している設備機器は仮に指定管理者が変更となった場合、全て撤去し、現状復旧しますが、利用者サービスの観点から撤去は4月1日以降の実施でよろしいでしょうか。	撤去時期は協議の上決定します。なお、本市が有料駐輪場の円滑な運営の継続のため必要と判断したときは、本市は指定管理者に対し、期間を定めて本市が指定する者に優先的に指定管理者が設置した有料駐輪場施設を譲渡等する旨の協議を申し入れることができるものとし、指定管理者はその協議に誠実に応じなければなりません。																		
10	募集要項で定められている「協議事項」について、どの程度の影響がある場合に協議事項となり、その場合の納付金調整等の基本的な考え方を教えてください。	協議事項・納付金調整については、個々の事例に応じて個別判断することとなります。																		
11	次期の指定管理期間で予定されている、売上に影響する支障箇所と支障台数、支障期間をご教授下さい。	募集要項の別添資料1備考欄のとおりです。 その他判明している事項としては次のとおりです。 ・長原駅自転車駐車場：令和9年度末に仮設駐輪場部分の撤去・移設を行う必要があります。 ・文の里駅自転車駐車場：令和9年度に一時①及び定期Dの一部を撤去する必要があります。支障期間は現在調整中です。																		
12	現指定管理者が購入して、導入している備品等については指定期間満了後に撤去するという認識でよろしいでしょうか。	指定管理者自身が、施設の管理運営のために自己の費用により購入した備品は指定管理者に帰属します。ただし、本市と指定管理者が協議の上、本市に引継ぐことを可能としています。																		
13	現状の各駐輪場の機器、駐輪ラック（スライドラック、二段式ラックを含む）、備品及び設備（消防設備等）は現事業者と貴市どちらの所有となるのでしょうか。また、事業者が変更となるとき、残置されるものと撤去されるものをご教示ください。	仕様書16ページ「⑧ 施設の改造」、22ページ「4 施設・備品等の取扱い」、26ページ⑦・⑩等をご確認ください。																		
14	残置される機器、設備は新事業者で撤去することは可能でしょうか。	必要性等について本市へ説明の上、本市が認めた場合は撤去していただくことも可能です。																		
15	一時利用台数と定期利用台数の台数変更は可能でしょうか。また、合計台数の増設や減設も可能でしょうか。	提案書において提案してください。提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。																		

16	無人化、もしくは配置時間の減少といったような提案は可能でしょうか。	提案可能です。提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。
17	現地管理人及び駐輪場責任者をシルバー人材センター等に委託することは「主たる業務の第三者への委託」に該当するのでしょうか。また、該当する場合連合体を構成しなければならないでしょうか。	業務責任者及び業務従事者を第三者に委託することはできません。
18	利用料金、無料時間の変更は可能でしょうか。	提案書において提案してください。提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。
19	各駐輪場の一時利用、定期利用、【区画】特定、割引対象、キャッシュレス決済利用、回数券利用の収入の内訳をご教示ください。	一時利用、定期利用、回数券利用の収入の内訳は別紙１のとおりです。その他の内訳については事業者から報告を受けていないためお示しできません。
20	【区画】特定とは何を指すのでしょうか。割引対象とは異なるのでしょうか。また、割引対応は、24時間対応が必須でしょうか。	「特定区画」とは、駅から遠いなどの理由で利用率の低いブロックのうち、市長が定めたブロックを特定区画とし、利用料金の値下げを行っているものです。利用料金の減額については、仕様書２ページ「ウ　利用料金の減額」をご確認ください。
21	現状の一時利用と定期利用の区画配置の変更は可能でしょうか。	No. 15回答のとおり
22	各駐輪場の現在の入退場可能時間をご教示ください。また、入退場可能時間の変更は可能でしょうか。	仕様書１ページ（１）①のとおりです。変更を検討されている場合は提案書（申請に関する様式【様式５－１　有料駐輪場の管理運営に関する事業計画書等】の２（２）④）において提案してください。提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。
23	現在の設備維持保全の費用と事業者を設備ごとにご教示ください。また、維持保全を必要とする設備を駐輪場ごとにご教示ください。	費用については募集要項の別添資料７をご確認ください。事業者（指定管理者制度における第三者委託の状況）については、市ホームページ（ https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html ）をご確認ください。維持保全を必要とする設備については、現地を確認してください。
24	漏水実績のある駐輪場をご教示ください。	令和７年４月～本回答時点までに現行の事業者から漏水・浸水について報告を受けた駐輪場は次のとおりです。 ・長原駅自転車駐車場（仮設Bブロック） ・京橋駅自転車駐車場（あブロック） ・鶴橋駅自転車駐車場（一時利用④ブロック） ・上新庄駅自転車駐車場（高架下） ・扇町駅・天満駅自転車駐車場（BブロックとCブロック間） ・今宮駅自転車駐車場南ブロック ・御幣島駅自転車駐車場（改札側の駐輪場出入口）
25	各駐輪場の撤去している放置自転車の台数をご教示ください。また、令和8年3月31日以前に料金未払いの利用者が令和８年4月1日以降に料金を支払った場合、売上金はその時点の現事業者と前事業者どちらに帰属するのでしょうか。	駐輪場ごとのデータはありませんが、令和６年度に各区分において長期駐輪自転車として撤去した台数は次のとおりです。 A：840台、B：1,054台、C：1,240台、D：562台、E：737台 また、ご質問の売上金はその時点の事業者に帰属します。
26	放置自転車を保管する施設はあるのでしょうか。また、現在保管してある放置自転車は現事業者で処分していただけるのでしょうか。	駐輪場内の空きスペースで保管していただくか、事業者により別途施設を用意してください。現在保管している放置自転車について、令和８年３月31日を超えた場合は前事業者から引き継いでください。
27	各駐輪場に業務従事者を責任者として現地に配置しなければならないのでしょうか。	仕様書３ページ「(2)　職員の配置基準」のとおりです。
28	出入口の開閉門は人的対応が必須でしょうか。たとえばタイマー装置による自動開閉門は可能でしょうか。	閉門は、駐輪場内に利用者等が残っていないか等確認した上で行っていただく必要があります。その上でタイマー装置による自動開閉門を検討されている場合は提案書において提案してください。提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。
29	月間利用率の具体的な算出方法をご教示ください。	定期利用は、契約者数を収容台数で割った数です。 一時利用は、１か月の一時利用台数を施設台数×日数で割った数です。
30	照明設備のLED化が対象となる駐輪場と個数をご教示ください。	照明設備の状況について、別紙２のとおり現事業者から報告を受けていますので参考にしてください。具体的には現地を確認してください。
31	各駐輪場の現状の図面レイアウト（電源供給点、機器設置箇所を含む）をご教示ください。	現地を確認してください。
32	電気引き込み不可の駐輪場をご教示ください。また、電気の配線地中化の場合、電源供給点の位置をご教示ください。	次の駐輪場については、協議等により一部電気引き込み不可の場所がある旨事業者から報告を受けていますので参考にしてください。また、電源供給点については現地を確認してください。 ・新大阪駅南自転車駐車場、十三駅自転車駐車場、京橋駅自転車駐車場、野江内代駅自転車駐車場、深江橋駅自転車駐車場、関目高殿駅自転車駐車場、今福鶴見駅自転車駐車場、放出駅自転車駐車場、昭和町駅自転車駐車場、天王寺駅自転車駐車場、西田辺駅自転車駐車場、北加賀屋駅自転車駐車場、岸里駅自転車駐車場、花園町駅自転車駐車場、あびこ駅自転車駐車場、沢ノ町駅自転車駐車場、南巽駅自転車駐車場、駒川中野駅自転車駐車場、針中野駅自転車駐車場、加美駅自転車駐車場、JR平野駅自転車駐車場
33	電気の配線を残置していただくことは可能でしょうか。	No. 13回答のとおり

34	現状の各駐輪場の消防設備の種類と個数をご教示ください。	別紙3のとおり事業者から点検結果の報告を受けていますので参考にしてください。また、現地を確認してください。
35	地下式施設における警備業務を行う警備員に必要となる資格や年齢などの規定はありますか。	資格や年齢などの規定はありません。
36	レンタルサイクル、自動販売機等の自主事業は提案可能でしょうか。	提案可能です。提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。
37	【B区分】 桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場について、駐車場周辺のフェンスは貴市もしくは現事業者どちらが設置したものでしょうか。また、残置していただくことは可能でしょうか。	本市が設置したものです。
38	【E区分】 地下鉄長居駅地下施設に故障中の上段駐輪ラックが目立ちますが、事業者の変更までに修繕していただけるのでしょうか。	現行の事業期間終了時に修繕が完了しているかどうかは不明です。
39	総合経済政策によるところ、日本国内における最低賃金は「2020年代に全国平均1,500円を目標とする」とあり、これまでに類を見ないほどの上昇が予想されますが、本公募において人件費の上昇幅をどの程度で考えておりますでしょうか。また、貴市が考える最低賃金の上昇幅を大きく超えた場合、協議の対象となりますでしょうか、ご教示ください。	No. 8回答のとおり
40	すべての駐輪場でキャッシュレス決済ができるよう整備するとありますが、その手法としては「Web手続きではキャッシュレス決済を可能とするが、現地窓口での手続きは現金支払いのみ」のように限定的になってもよろしいでしょうか、ご教示ください。	仕様書5ページ「オ キャッシュレス化について」のとおりです。
41	照明設備のLED化について、照明本数がわかる資料（本数表や図面等）を開示いただけますでしょうか。非常照明設備がある施設はその本数がわかるよう、ご教示ください。	No. 30回答のとおり
42	地下施設における警備業務に従事する者は、警備業法上で認められる警備員という認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。	No. 35回答のとおり
43	貴市が所有する設備（指定管理者に帰属する駐輪設備を除く）として、点検対象となる設備を駐輪場ごとにご教示ください。また、場内に設備はあるが、その保守点検等を駅や複合施設管理者が行うなど点検対象外となるものについてもございましたらご教示ください。	現地を確認してください。
44	自転車駐車場管理システムの設備機器について、「円滑な運営の継続のため必要と判断したときは、設備機器の引継ぎに関する協議を申し入れることがある」とありますが、その間の機器は無償で利用できるものという考えでよろしいでしょうか、ご教示ください。	前事業者・新事業者でご協議ください。
45	自転車駐車場管理システムの設備機器について、現行の設置機器はすべて入れ替えるなどの条件はありますか。キャッシュレス決済のシステムが整備されるのであれば現行機器のままで管理することは問題ありませんでしょうか、ご教示ください。	現行の事業者が設置した機器等については原則事業期間終了時に撤去されます。
46	自転車駐車場管理システム機器の整備や自転車の大型化や新基準原付への対応として、現状の収容台数が変更とすることは可能でしょうか。また、現状の定期・一時の台数振分けを変更することは可能でしょうか、ご教示ください。	No. 15回答のとおり
47	現在設置されている自転車駐車場管理システムの設備機器のうち、貴市が設置しているものがあればご教示ください。	募集要項の別添資料1のとおりです。
48	基本納付金の額について、貴市が定める最低提案額は期間平均額として満たしていれば単年度の提案額が最低提案額を下回ってもよろしいでしょうか、ご教示ください。	単年度の提案額が最低提案額を下回ることはできません。また、基本納付金の額は毎年度同額として提案してください。
49	提出書類について、団体が推定できる内容については黒塗りもしくは白塗りするとありますが、大阪市に本店を置く、グループ企業の業態（〇〇業を主とする）、自転車駐車場の管理運営業務を〇年間してきました、など、特徴を表すものではあるが直接的に特定できないであろう事項は対象外とするという考え方でよろしいでしょうか、基準があればご教示ください。	お見込みのとおりです。
50	利用料金の減額について、一時利用の減額は減額一時利用回数券の購入に限られるのでしょうか。駐輪設備による一時利用の精算の場合においても、購入された回数券のみ有効という考え方でよろしいのでしょうか、ご教示ください。	利用料金の減額については、仕様書2ページ「ウ 利用料金の減額」をご確認ください。
51	適格請求書の発行について、発行者名は貴市もしくは指定管理者のどちらになりますでしょうか、ご教示ください。	指定管理者になります。
52	職員の配置について、原則6：30から20：00とありますが、現在の各施設の配置シフトを、ご教示ください。	事業者の提案事項となりますのでお示しできません。
53	保守点検による業務委託されている委託先、連絡先をご教示ください。	指定管理者制度における第三者委託の状況については、市ホームページ（ https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html ）をご確認ください。
54	施設の開閉業務について、タイマー等の電動シャッターの施設はありますか。あればどの施設ですか。また、B区分大正駅地下は駅員指示とありますが、警備員配置時間は20：00～終電とありますが、開門業務は誰が行っているのか、ご教示ください。	タイマー等の電動シャッターの施設はありません。 大正駅地下自転車駐車場の警備員配置時間は、正しくは「20：00～終電、始発～6：30」です。
55	各区分老朽化等により故障が多く見受けられますが、100万円以上の費用がかかる修繕は貴市で予算化されているのか、また、指定管理者が対応しなければならない100万円未満の修繕のリストを、ご教示ください。	修繕が必要な箇所については、募集要項の別添資料9を参考としてください。それぞれの修繕にかかる費用は不明です。本市と指定管理者どちらが対応するかは、リスク分担表等に基づき今後決定します。

56	録画データの保存期間について、録画データは30日間、SDカード方式録画装置は7日間程度とありますが、使用するSDカードの容量はいくら以上必要ですか、ご教示ください。例 256GB等	特に指定はありません。
57	本指定期間におけるキャッシュレス化の要件は、指定期間開始時点ではなく、指定管理者が予定する設備の整備後に満たせばよろしいでしょうか、ご教示ください。	No. 40回答のとおり